

ゴルファー特別約款

用語の説明

この特別約款において使用される用語の説明は、個人賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
普通保険約款	個人賠償責任保険普通保険約款をいいます。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、クラブ等を使用してくり返しスイングを行うこと ^(注) をいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。 (注) クラブ等を使用してくり返しスイングを行うこと 場所は問いません。
クラブ等	ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
スイング	クラブ等を動かす意思でクラブ等を前後方向へ動かすことをいいます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用について料金 ^(注) を徴するものをいいます。 (注) 料金 名目は問いません。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

第1条（保険金を支払う場合）

この特別約款において普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害（以下「損害」といいます。）とは、被保険者が行うゴルフ^(注1)の練習、競技または指導^(注2)に伴って生じた事故による損害に限ります。

(注1) ゴルフ

ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。

(注2) ゴルフの練習、競技または指導

これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

第2条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、普通保険約款第5条（保険責任のおよぶ地域）の規定にかかわらず、日本国内または国外において生じた事故による損害に対して保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が自動車^(注)の所有、使用または管理に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いません。

(注) 自動車

ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

第4条（保険金を支払わない場合の適用除外）

普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）⑤の規定は、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディについては適用しません。

第5条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第6条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。